

長野県告示第164号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年3月5日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡大鹿村大字鹿塩4344の1047・4344の1048（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大鹿村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第165号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年3月5日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 變更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

長野市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢

以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第166号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年3月5日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

駒ヶ根市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 變更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び駒ヶ根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第167号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年3月5日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

中野市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 變更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第168号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年3月5日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

飯山市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第169号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年3月5日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下伊那郡阿南町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

阿南町(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

エ 間伐に係る伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第170号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年3月5日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下伊那郡阿南町(国有林。次の図に示す部分に限る。)、阿南町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第171号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年3月5日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
木曽郡木曽町（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第172号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県佐久建設事務所及び北相木村役場に備え置きます。

平成30年3月5日

長野県知事 阿部守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
久保	右に掲げる地番の土地に存する 標柱8号から標柱22号までを順次 結んだ線及び標柱8号と昭和45年 長野県告示第109号で指定した久 保急傾斜地崩壊危険区域の標柱1 号、標柱2号、標柱3号、標柱4 号を結んだ線に囲まれた区域。	南佐久郡北相木村		坂下 久保 " " 滝ノ峯 久保 坂下 西丸 " 坂下 久保 " " " 滝ノ峯	2728番1 2716番1 2696番4 2543番1 2721番1 2735番1 3216番2 3208番3 2740番 2716番2 2699番1 2694番 2695番1 2545番3 2545番2 2544番	1号 2号及び14号 3号 4号及び22号 8号及び9号 10号 11号 12号 13号 15号 16号 17号 18号 19号 20号 21号

砂防課

長野県告示第173号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の一部について指定を解除します。

平成30年3月5日

長野県知事 阿部守一

- 1 一部について指定を解除する区域の名称
島、小脇1号、小脇2号、小脇3号

2 一部について指定を解除する区域
上松町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県木曽建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

小 附 調

長野県告示第174号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第9条第1項の規定により、平成30年2月27日、次の者を売りさばき人に指定しました。

平成30年3月5日

長野県知事 阿部守一

売りさばき人 の氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
セブンイレブン松本島立店	松本市島立304-4	松本市島立304-4 セブンイレブン松本島立店
セブンイレブン松本流通団地北店	松本市野溝西3-13-10	松本市野溝西3-13-10 セブンイレブン松本流通団地北店

セブンイレブン松本寿北店	松本市寿北7-1	松本市寿北7-1 セブンイレブン松本寿北店
セブンイレブン笛部店	松本市笛部2-2-22	松本市笛部2-2-22 セブンイレブン笛部店
セブンイレブン松本平田南店	松本市平田東2丁目9-11	松本市平田東2丁目9-11 セブンイレブン松本平田南店
セブンイレブン岡谷郷田2丁目店	岡谷市郷田2丁目7205	岡谷市郷田2丁目7205 セブンイレブン岡谷郷田2丁目店
セブンイレブン岡谷市役所前店	岡谷市幸町7-1	岡谷市幸町7-1 セブンイレブン岡谷市役所前店
セブンイレブン今井店	岡谷市今井1149-4	岡谷市今井1149-4 セブンイレブン今井店

内水面漁場管理委員会

長野県内水面漁場管理委員会指示第23号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり指示しました。

平成30年3月5日

長野県内水面漁場管理委員会会長 平林公男

1 指示内容

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、こいを採捕した者は、内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、公共用水面等から生きたままこいを持ち出してはならない。

2 指示の期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

会計課

内水面漁場管理委員会

長野県告示第175号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第9条第1項の規定により、平成30年2月27日、次の者を売りさばき人に指定しました。

平成30年3月5日

長野県知事 阿部守一

売りさばき人の氏名（名称）	住 所	売りさばき場所
株式会社 山長	茅野市塚原2-13-33	茅野市本町東8-13 セブンイレブン茅野城山店

会計課



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年3月5日

長野県知事 阿部守一

1 入札に付する事項

- 調達をする役務
長野県行政情報ネットワーク運用管理等業務

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分が

長野県内水面漁場管理委員会指示第22号

漁業法に基づく水産動植物の繁殖保護を図るために指示（平成20年長野県内水面漁場管理委員会指示第8号）を次のとおり解除しました。

平成30年3月5日

長野県内水面漁場管理委員会会長 平林公男

1 対象水域

野尻湖

2 対象魚種

オオクチバス、コクチバス

3 解除の期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

4 解除の理由

野尻湖漁業協同組合から漁業法に基づく水産動植物の繁殖保護を図るために指示の解除申請があり、長野県内水面漁場管理委員会において逸出防止策が講じられていると認められたため。